

福岡県公報

平成29年6月2日
第3897号

目次

告示(第386号-第404号)

○県営住宅退去者滞納家賃の収納業務の委託	(県営住宅課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定の辞退	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	8
○漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等	(漁業管理課)	8
○「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック」の販売代金の収納の事務の委託	(自然環境課)	9

公 告

○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	9
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	10
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	10
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	11
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	12

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	14

告 示

福岡県告示第386号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社

- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

福岡県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年6月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	水田線 大川線	大川市大字向島1950番7先から 大川市大字向島2057番1先まで

福岡県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	若津港線	前	大川市大字小保678番5先から 大川市大字小保659番1先まで	7.1 ～ 18.0	118.0

			後	大川市大字小保678番5先から 大川市大字小保659番1先まで	11.2 ～ 46.1	118.0
--	--	--	---	------------------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年6月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	若津港線	大川市大字小保678番5先から 大川市大字小保659番1先まで

福岡県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	大川市大字小保802番1先から 大川市大字向島2474番2先まで	5.1 ～ 10.8	554.7	

南筑後	県道	本町線 新田川	前	大川市大字小保802番1先から 大川市大字向島2474番2先まで	7.7 ～ 53.3	1,092.8	うち若津港線重用延長 338.4メートル、水田大川線重用延長 267.4メートル
			後	大川市大字小保802番1先から 大川市大字向島2474番2先まで	5.1 ～ 10.8	554.7	
			後	大川市大字小保802番1先から 大川市大字向島2474番2先まで	7.7 ～ 29.0	1,078.2	うち若津港線重用延長 365.9メートル、水田大川線重用延長 271.0メートル

福岡県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年6月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	本町線 新田川	大川市大字小保680番1先から 大川市大字向島1935番2先まで

福岡県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年6月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	小倉線 中間	中間市大辻町201番先から 中間市弥生一丁目2078番10先まで

福岡県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
粕支55	宇美町地域包括支援センター みなみ	糟屋郡宇美町大字宇美五丁目1番1号	H 29・4・1	予支援
大介歯192	医療法人辻歯科 口腔外科総合クリニック	大牟田市白金町65番地	H 28・12・1	居管・予居管
行介薬71	かもめ薬局	行橋市大字今井2258-2	H 29・4・1	居管・予居管

福岡県告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
春居15	エフコープ介護サービス春日	エフコープ介護サービス春日（訪問）	春日市光町二丁目91番	H 28・11・6

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
春居15	エフコープ介護サービス春日（訪問）	春日市光町二丁目94（第3りんご庵）	春日市光町二丁目91番	H 28・11・6
糸島地居78	デイサービス伊都の里	糸島市潤四丁目562-1	糸島市潤四丁目7-6	H 27・4・1
糸島地居77	ヘルパーステーション伊都の里	糸島市潤四丁目562-1	糸島市潤四丁目8-33	H 28・10・4

福岡県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
京支1	医療法人白寿会菟田病院	京都郡菟田町大字法正寺 568	H 29・3・31
大介歯122	辻歯科・口腔外科総合クリニック	大牟田市白金町 65	H 22・12・31
春介薬14	春日野調剤薬局	春日市春日四丁目 11 番地	H 29・3・31
筑紫介薬14	市役所前調剤薬局	筑紫野市二日市西一丁目 4 - 1	H 29・3・31
筑紫介薬19	本町調剤薬局	筑紫野市二日市中央四丁目 7 - 18	H 29・3・31
み介薬6	上庄薬局	みやま市瀬高町上庄 741 - 3	H 29・3・31
福津居82	訪問看護 エスペランサ	福津市日蔭野一丁目 10 - 28 - 105	H 29・3・31
大居208	通所介護きらめき	大牟田市新栄町 12 - 2	H 29・4・30
大居289	社会保険大牟田天領病院デイケアセンター	大牟田市天領町一丁目 100 番地	H 28・7・1
朝倉居61	ヘルパーステーションねこハウス	朝倉市杷木若市 2214	H 29・3・31
宗遠居25	デイサービス東高倉	遠賀郡岡垣町東高倉二丁目 20 - 10	H 29・1・31

福岡県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
像介薬23	有限会社木村調剤薬局 自由ヶ丘店	宗像市自由ヶ丘三丁目3-9	H 29・4・1

福岡県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生388	めぐみ内科クリニック	糟屋郡志免町桜丘二丁目10-1	H 29・4・1
福津生61	かわもと整形外科	福津市日蔭野一丁目5-1	H 29・5・1
糸島地生115	渡辺整形外科クリニック	糸島市高田四丁目9-1	H 29・4・1
糸島地生116	伊都まつもと循環器内科・内科	糸島市篠原東二丁目19-7	H 29・4・1
朝倉生71	古賀循環器内科クリニック	朝倉市堤 653-1	H 29・4・1
朝倉生70	安岡医院	朝倉市小田 896-1	H 29・4・1
小生111	楡の木クリニック	小郡市美鈴の杜一丁目1-1 1 F	H 29・4・1
み生36	きくち胃腸科内科クリニック	みやま市瀬高町下庄 2175	H 29・4・6

嘉鞍生6	鞍手クリニック	鞍手郡鞍手町大字古門 1042-1	H 29・4・1
飯生327	医療法人ふくはだ皮膚科クリニック	飯塚市伊岐須 640-1	H 29・4・1
宗遠生19	医療法人ひびき ひびきクリニック	遠賀郡水巻町頃末北三丁目2-2	H 29・4・1
京生140	菊田内科・整形外科クリニック	京都郡菊田町大字法正寺 568 番地	H 29・4・1
行生143	COSMOSスキンクリニック	行橋市南大橋六丁目9-42	H 29・5・1
田川生歯128	さくら歯科	田川郡福智町金田 934-8	H 29・4・1
飯生歯167	秋元歯科クリニック	飯塚市川津 707-1	H 29・4・1
像生薬70	徳重調剤薬局	宗像市徳重一丁目10-18	H 29・4・1
像生薬69	大信薬局 自由ヶ丘店	宗像市自由ヶ丘三丁目3-9	H 29・4・1
春生薬68	一般社団法人筑紫薬剤師会会館 春日野調剤薬局	春日市春日四丁目11 番地	H 29・4・1
筑紫生薬88	一般社団法人筑紫薬剤師会会館 市役所前調剤薬局	筑紫野市二日市西一丁目4-1	H 29・4・1
筑紫生薬89	一般社団法人筑紫薬剤師会会館 本町調剤薬局	筑紫野市二日市中央四丁目7-18	H 29・4・1
み生薬33	上庄薬局	みやま市瀬高町上庄 741-3	H 29・4・1
大生薬191	ネーブル薬局	大牟田市中町二丁目4-4	H 29・4・1
直生薬99	きさらぎ薬局頓野店	直方市大字頓野 3820-7	H 29・4・1
宗遠生薬9	みどり調剤薬局	遠賀郡水巻町吉田東二丁目11-11	H 29・4・1

田生訪19	訪問看護ステーション おおぞら	田川市大字楠 2595 - 4	H 29・4・1
嘉麻生訪8	クローバー訪問看護ス テーション	嘉麻市飯田 146 - 4	H 29・4・1
京生訪12	訪問看護ステーション 幸の蔵	築上郡吉富町大字広津 385 - 7	H 29・4・1

福岡県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
糸島地生 96	福岡記念クリニック	糸島市浦志二丁目2番1号	H 29・5・16

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生310	めぐみ内科クリニック	糟屋郡志免町桜丘二丁目10-1	H 29・3・31
糸島地生 14	橋本医院	糸島市篠原東二丁目19-7	H 29・3・31
糸島地生 46	医療法人恵真会 渡辺 整形外科クリニック	糸島市高田四丁目9-1	H 29・3・31
朝倉生23	安岡医院	朝倉市小田 896 - 1	H 29・3・31

朝倉生61	古賀循環器内科クリニ ック	朝倉市堤 653 - 1	H 29・3・31
み生3	きくち胃腸科内科クリ ニック	みやま市瀬高町下庄 217 5	H 29・4・5
鞍生136	鞍手クリニック	鞍手郡鞍手町大字古門 1042 - 1	H 29・3・31
飯生315	ふくはだ皮ふ科クリニ ック	飯塚市伊岐須 640 - 1	H 29・3・31
田生23	林田内科医院	田川市番田町 1 - 5	H 29・3・31
宗遠生10	ひびきクリニック	遠賀郡水巻町頃末北三丁目2-2	H 29・3・31
京生89	医療法人白寿会 苅田病 院	京都郡苅田町大字法正寺 568	H 29・3・31
像生薬38	徳重調剤薬局	宗像市徳重一丁目10-18	H 29・4・1
古生薬5	株式会社古賀薬局南店	古賀市天神一丁目15-12	H 29・3・31
春生薬14	春日野調剤薬局	春日市大字春日 4 - 11	H 29・3・31
春生薬51	きらり薬局 JR 春日駅 西口店	春日市千歳町一丁目28番地	H 29・3・31
筑紫生薬 14	市役所前調剤薬局	筑紫野市二日市西一丁目4-1	H 29・3・31
筑紫生薬 19	本町調剤薬局	筑紫野市二日市中央四丁目7-18	H 29・3・31
み生薬4	川野調剤薬局	みやま市瀬高町本郷 1825 - 2	H 29・3・31
み生薬21	上庄薬局	みやま市瀬高町上庄 741 - 3	H 29・3・31
大生薬172	ネーブル薬局	大牟田市中町二丁目4-4	H 29・3・31
直生薬86	きさらぎ薬局 頓野店	直方市大字頓野 3820 - 7	H 29・4・1

嘉麻生薬7	株式会社きさらぎ会鴨生中央調剤薬局	嘉麻市鴨生78-4	H29・4・1
遠生薬7	みどり調剤薬局	遠賀郡水巻町吉田東二丁目11-11	H29・3・31

福岡県告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
田生12	福岡県田川保健所	田川市大字伊田松原通3294-1	H29・5・1
像生薬23	有限会社木村調剤薬局 自由ヶ丘店	宗像市自由ヶ丘三丁目3-9	H29・5・1

福岡県告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
古生2	福岡県障害者リハビリテーションセンター	福岡県障がい者リハビリテーションセンター	古賀市千鳥三丁目1-1	H29・4・1

福岡県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
八女生マ13	木下 修次（マッサージ 鍼灸院きらめき）	八女市納楚605-4	H29・3・30
筑生柔22	金丸 仁（いずみ整骨院）	筑後市大字和泉328	H29・4・3
行生柔33	瀬崎 和行（せざき整骨院）	行橋市西泉二丁目16-13	H29・4・17
筑紫生柔77	細川 拓摩（堺整骨院 筑紫野院）	筑紫野市光が丘四丁目1-1	H29・4・17
春生柔57	西本 佳世（たんぼほ整骨院）	春日市白水ヶ丘四丁目116	H29・4・1
像生柔107	倉永 貴好（たく鍼灸整骨院 城西ヶ丘）	宗像市城西ヶ丘五丁目2-9	H29・4・11
像生柔108	上田 三幸（くりえいと整骨院）	宗像市土穴一丁目4-8	H29・4・4
像生柔109	本田 清二（くりえいと整骨院）	宗像市土穴一丁目4-8	H29・4・17

像生柔110	森田 隆斗（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町 13 - 4	H 29・4・17
福津生柔41	江上 晃弘（くりえいと 整骨院 福岡駅前院）	福津市日蒔野一丁目2-6 プ リーズマンション 101	H 29・4・21
朝倉生柔23	才田 涉（さいた整骨院 ）	朝倉市持丸 1088	H 29・4・5
嘉麻生柔19	白井 寿磨（寿整骨院）	嘉麻市牛隈 1941 - 2	H 29・4・3
み生柔26	栗原 祐汰（大山整骨院 ）	みやま市瀬高町文廣 1467 - 1	H 29・4・11
糸島地生柔 60	清水 一寛（ういんぐ整 骨院 糸島院）	糸島市高田二丁目 18 - 20	H 29・3・1
南筑後生柔 6	橋本 泰昌（いちじょう 整骨院）	八女郡広川町大字一條 774	H 29・4・6
粕生柔147	末松 啓（堺整骨院 志 免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16 - 203	H 29・4・1
八女生はき 9	木下 修次（マッサージ 鍼灸院きらめき）	八女市納楚 605 - 4	H 29・3・30
大野生はき 13	上田 美那（むさし鍼灸 整骨院川久保）	大野城市中三丁目 1 - 40	H 29・4・12
福津生はき 10	渡部 美紀（鍼灸みき）	福津市東福岡二丁目 21 - 9	H 29・4・1

福岡県告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
筑紫生マ 17	堤 康彰（株式会社ふれ あい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西一丁目 13 - 45 - D202	H 23・7・1
筑紫生マ 18	大塚 龍一（株式会社ふ れあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西一丁目 13 - 45 - D202	H 24・6・19
筑紫生マ 19	栗原 賢（株式会社ふれ あい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西一丁目 13 - 45 - D202	H 27・8・1
筑紫生マ 23	宮藤 由佳（株式会社ふ れあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西一丁目 13 - 45 - D202	H 29・4・14
直生柔24	中野 結（直方中央整骨 院）	直方市津田町 11 - 26	H 29・3・31
粕生柔146	松村 剛（新宮中央整骨 院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目 5 - 11	H 29・3・25
大野生は き7	仲里 真理奈（むさし鍼 灸整骨院川久保）	大野城市中三丁目 1 - 40	H 29・3・5

福岡県告示第403号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、筑前海区における漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

- 公示番号 筑区第312号
- 免許の内容たるべき事項
 - 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

- 漁場の位置 福津市津屋崎漁港内
- 漁場の区域

次の基点第82号、(イ)、(ロ)及び基点第83号を順次に結んだ直線並びに防波堤によっ

て囲まれた区域

基点第82号 津屋崎漁港第1号防波堤西北端から防波堤に沿って東へ216メートルの点

基点第83号 津屋崎漁港第1号防波堤西北端から防波堤に沿って東へ49メートルの点

(イ) 基点第82号から真方位330度14分 50メートルの点

(ロ) 基点第83号から真方位330度14分 50メートルの点

3 地元地区 福津市津屋崎及び渡

4 存続期間 平成29年9月29日から平成30年8月31日まで

5 申請期間 平成29年6月15日から同年7月14日まで

6 免許予定日 平成29年9月29日

福岡県告示第404号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－普及版」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
川茂株式会社	東京都千代田区三番町24-3 三番町MYビル	平成29年4月1日から平成30年2月28日まで
木下緑化建設株式会社	福岡市南区長丘三丁目13番27号	平成29年4月1日から平成30年2月28日まで
九州大学生協同組合伊都岐舎店	福岡市西区元岡744	平成29年4月1日から平成30年2月28日まで
九州造園・グリーンワーク共同事業体	北九州市小倉北区大島二丁目10番1号	平成29年4月1日から平成30年2月28日まで

政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号	平成29年4月1日から平成30年2月28日まで
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目23番5号	平成29年4月1日から平成30年2月28日まで
タカミヤ・マリバー里山を考える会共同事業体	北九州市八幡東区前田企業団地1番1号	平成29年4月1日から平成30年2月28日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成29年4月1日から平成30年2月28日まで
株式会社福岡金文堂	福岡市中央区天神二丁目9番110号	平成29年4月1日から平成30年2月28日まで
一般財団法人福岡市市民の森協会	福岡市南区大字松原855番地4	平成29年4月1日から平成30年2月28日まで
株式会社丸善ジュンク堂書店	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	平成29年4月1日から平成30年2月28日まで
合名会社みやはら書店	直方市殿町8番26号	平成29年4月1日から平成30年2月28日まで

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成29年6月2日から同月16日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
福岡広域都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 春日市に係るもの

春日市大字上白水の一部、大字下白水の一部、星見ヶ丘一丁目の一部、星見ヶ丘二丁目の一部、星見ヶ丘三丁目の全部、星見ヶ丘四丁目の一部、星見ヶ丘五丁目の全部及び星見ヶ丘六丁目の一部

(2) 宗像市に係るもの

宗像市東郷、東郷一丁目、東郷二丁目、野坂、朝野、光岡、玉丸、久原及び河東の各一部

(3) 古賀市に係るもの

古賀市千鳥三丁目及び久保の各一部

(4) 篠栗町に係るもの

糟屋郡篠栗町大字乙犬及び大字津波黒の各一部

(5) 新宮町に係るもの

糟屋郡新宮町大字原上の一部

(6) 粕屋町に係るもの

糟屋郡粕屋町大字酒殿の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

(1) 春日市に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び春日市都市整備部都市計画課

(2) 宗像市に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び宗像市都市建設部都市計画課

(3) 古賀市に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び古賀市建設産業部都市計画課

(4) 篠栗町に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び篠栗町都市整備課

(5) 新宮町に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び新宮町都市整備課

(6) 粕屋町に係るもの

福岡県建築都市部都市計画課及び粕屋町都市政策部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成29年6月2日から同月16日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

北九州広域都市計画区域区分の変更

北九州広域都市計画臨港地区の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

京都郡荏田町鳥越町の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

荏田町都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成29年6月2日から同月16日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

久留米小郡都市計画区域区分の変更

- 2 都市計画を変更する土地の区域
小郡市三沢及び津古の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
小郡市都市建設部都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成29年6月2日から同月16日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
大牟田都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1の区域区分については変更がない)
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字堂ノ前1428番1、1428番12、1430番4、1431番1、1431番2、1432番、1433番2、1433番13及び1434番1

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市小郡堂ノ前1421-4番地
学校法人高尾学園
理事長 高尾 賢治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市花見が丘一丁目254番1及び254番4並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福津市中央六丁目3番27号
宮川 美佐子

公告

三井郡床島堰土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
高松 豊茂	小郡市八坂556番地1

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品の名称及び数量

平成29年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」

朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成29年4月3日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社読売広告西部

(2) 住所

福岡市中央区赤坂一丁目16番5号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

34,797,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年2月17日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマート大刀洗

(2) 所在地 三井郡大刀洗町大字下高橋十の江606番地1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字奈良田1179番2及び1179番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原316番地18

原田 孝幸

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年6月2日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年5月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス久留米国分店

(2) 所在地 久留米市国分町字但ノ牟田1327番1 外3筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名

変更前	変更後
ケイエル・リース&エステート株式会社 代表取締役 湯川 則之	ケイエル・リース&エステート株式会社 代表取締役 芳野 秀俊

公安委員会

福岡県公安委員会告示第161号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年6月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成29年7月27日（木） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目

午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第162号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年6月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成29年7月4日（火） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署

平成29年7月12日（水） 午後1時30分～午後4時30分	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
平成29年7月13日（木） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園五丁目1番5号 小倉南生涯学習センター視聴覚室	小倉南警察署
平成29年7月26日（水） 午後1時30分～午後4時30分	筑紫野市二日市南一丁目9番3号 筑紫野市生涯学習センター学習室6	筑紫野警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第163号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成29年6月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年8月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25	トラップ射撃	各日18名

平成29年8月10日（木） 午前9時00分～午後5時00分	福岡県立総合射撃場		
----------------------------------	-----------	--	--

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年8月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。